

只見線乗車促進業務委託仕様書

1 事業の目的

ふくしまデスティネーションキャンペーンの期間（令和8年4月～6月）中は多くの誘客が見込めることから、只見線沿線全体を対象としたイベントを行うことで、只見線への認知度向上及び乗車促進を図る。

2 委託事業の内容

○ 只見線界限ピールオフ（仮）運營業務

（1）開催概要

- 開催期間 令和8年4～6月（ふくしまデスティネーションキャンペーン期間）
（※開催期間を過ぎても効果が見込める場合には延長も可とする。）
- 開催場所 只見線沿線市町主要駅
（※駅設置の効果が薄いと見込まれる場合には駅以外も可とする。）
- 開催内容 下記（2）のとおり
- 参加費 無料

（2）開催内容

ア ボードの製作及び設置

只見線沿線市町（福島県：会津若松市・会津美里町・会津坂下町・柳津町・三島町・金山町・只見町、新潟県：魚沼市）に各1箇所（※新潟県の魚沼市は3箇所）、地域の情報を掲載したボードの製作及び設置すること。なお、想定している駅は以下のとおり。

- 福島県：七日町駅・会津高田駅・会津坂下駅・会津柳津駅・会津宮下駅・会津川口駅・只見駅
- 新潟県：大白川駅・越後須原駅・小出駅

イ 景品の製作及び設置

来訪者が無料でボードから剥がして持ち帰る景品を製作及び設置すること。なお、数は各駅500個以上とする。ただし、駅の利用者や安全面等を考慮して、全ての駅には設置せず以下の8駅を基本とする。

- 福島県：会津坂下駅・会津柳津駅・会津宮下駅・会津川口駅・只見駅
- 新潟県：大白川駅・越後須原駅・小出駅

ウ インスタキャンペーンの実施及びプレゼントの手配・抽選・発送

只見線沿線の魅力と感じたモノを撮影し、福島県及び新潟県の公式アカウントのインスタに投稿することで、抽選で地元の特産品等が当たるキャンペーンを実施すること。なお、プレゼントの手配から発送までに掛かる経費は受託者の責任を持って委託料の範囲で行い、各市町の特産品等の購入額は3万円以上とする。

- 福島県：只見線ポータルサイト
- 新潟県：うおぬマジカル

エ 周遊促進の企画

ピールオフイベント及びインスタキャンペーンを活用し、各会場を周遊する仕掛けを企画すること。

オ 只見線及び沿線市町のPR

ピールオフの景品を活用した只見線のPR及び沿線市町の観光PR等を兼ねたプロモーションを行うこと。

カ 只見線応援団総会への出展

令和8年6月6日(土)に、会津若松市ワシントンホテルにおいて開催予定の「只見線応援団総会」(※参加者は只見線応援団会員)にて、受託者独自のブース出展を企画し、ピールオフイベントの広報を行うこと。

キ 各種広報の実施

ピールオフイベント等の開催に当たり、必要なプロモーションを行うこと。

ク 課題分析及び企画提案

今後の只見線沿線全体を対象としたイベント実施に向け、イベント内容の課題点を分析し、より効果的な改善案や新たなイベント企画を提案すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) その他関係資料一式
- (3) 本業務にて作成した成果品に係る電子データ一式

4 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 関係者の連携として、委託者は受託者に加え、関係者と緊密に連携しながら本業務を実施すること。また、開催場所や開催内容については、委託者と相談の上実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、関連する関係諸法規及び条例等を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本事業終了後も同様とする。
- (6) 本仕様に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、速やかに協議を行うこと。
- (7) 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

※ 受託者との協議により仕様が変更となる可能性がある。

5 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】 収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内かつ 令和9年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日